

平成29年度  
環境省行政事業レビュー  
公開プロセス資料

事業番号	事業名
1	産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金

## 論点について

### 事業名：産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金

○本事業が不法投棄対策として有効に機能しているか。

○事業目的の達成に向け、成果目標の設定や成果実績の把握方法をより効果的となるよう見直すべきではないか。

○未然防止対策事業等との関係をどう考えるか。(未然防止対策事業等に重点を置くべきではないか。)

# 産業廃棄物不法投棄等原状 回復措置推進費補助金

1. 産業廃棄物の不法投棄等の現状
2. 不法投棄等の原状回復措置に対する財政支援
3. 成果目標・成果実績の見直し案
4. 【関連事業】産業廃棄物適正処理推進費

# 産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金

## 目的

産業廃棄物の不法投棄等事案について、都道府県等の支障除去等事業を支援することにより、産業廃棄物の不法投棄等に起因する生活環境保全上の支障の除去等を推進する。

## 事業概要

不法投棄等による生活環境保全上の支障又はそのおそれがあるものについては、都道府県等において、行為者等に対して可能な限り早期に支障除去等を実施させることとしている。しかしながら、行為者等の資力が乏しい場合や不明の場合等は、都道府県等が行政代執行により支障除去等事業を実施せざるを得ないケースが生じており、当該都道府県等に対して当該事業に係る費用の一部を補助するものである。

## 事業スキーム

### <平成10年6月16日以前の不法投棄等>

【平成28年度支援額:2,800百万円】

#### ●産廃特措法に基づく支援

- ・産廃特措法に基づき、平成25年3月31日までに環境大臣の同意を得た事業に限定
- ・平成35年3月31日までの時限立法



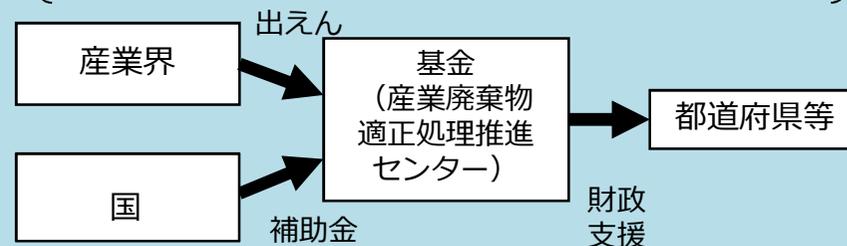
<補助率> 有害産業廃棄物：1/2  
その他の産業廃棄物：1/3

### <平成10年6月17日以降の不法投棄等>

【平成28年度支援額:596百万円】

#### ●廃棄物処理法第13条の15に基づき設置した基金による支援

- ・平成9年改正廃棄物処理法（平成10年6月17日施行）により、行政代執行規定及び基金制度が創設



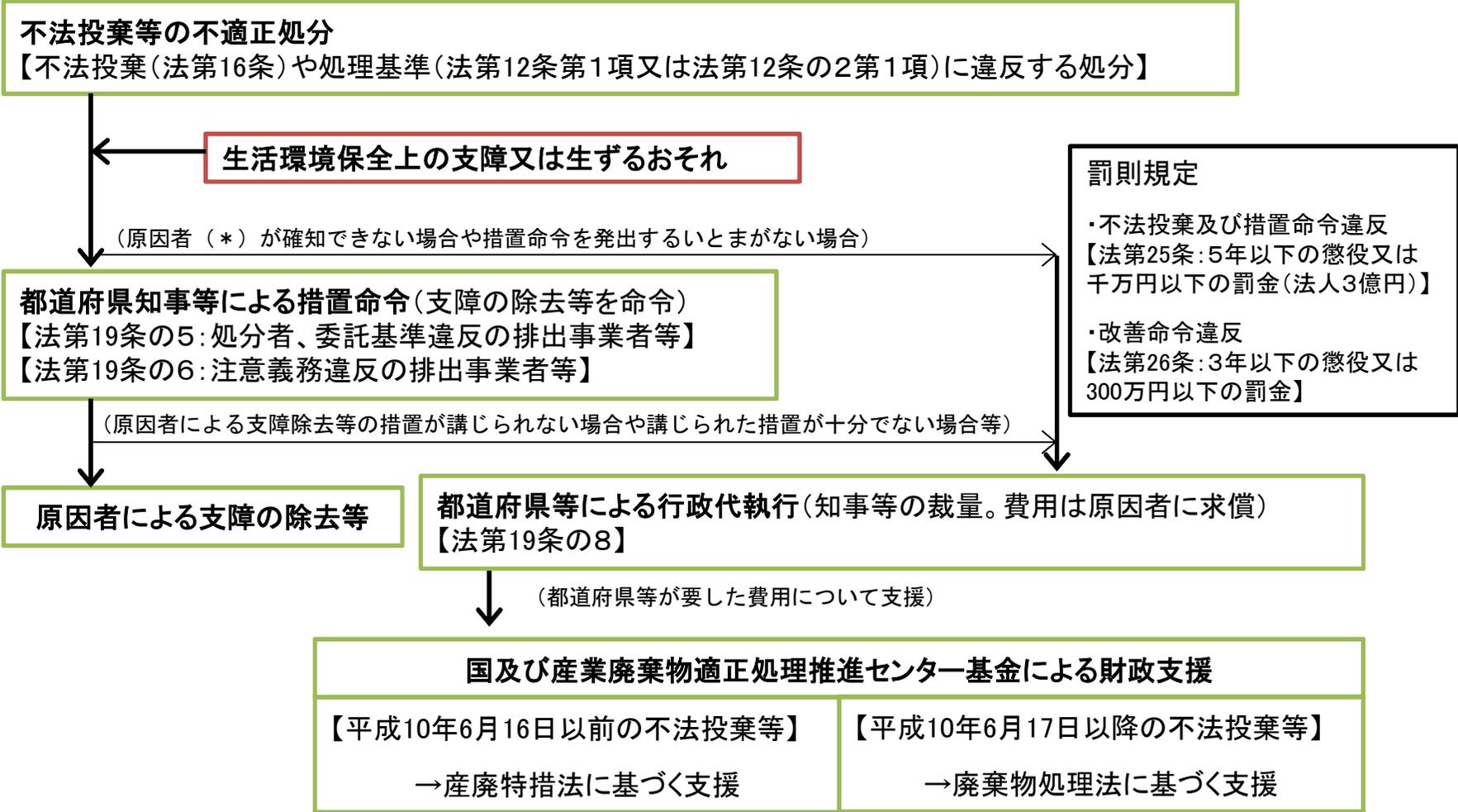
○負担割合 産業界:国:都道府県等=4:3:3

基金収支(直近3か年)

	収入	支出	残高
平成26年度	168	74	2,131
平成27年度	111	300	1,942
平成28年度	121	572	1,492

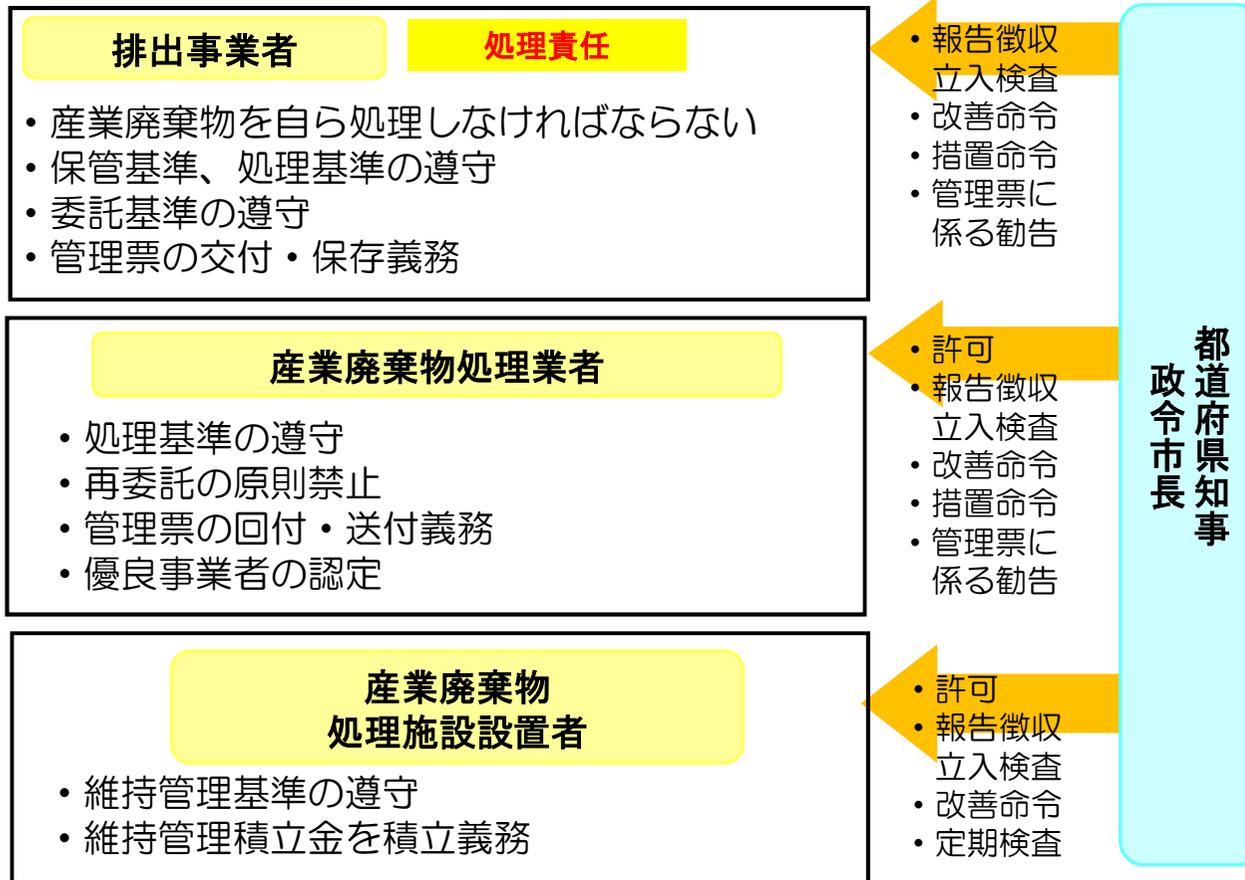
※ 監視パトロールや専門家支援チームの派遣等の未然防止対策については、本事業とは別事業として別途実施。

# 都道府県等による行政代執行に至るまでの廃棄物処理法上の手続



\* 原因者とは、廃棄物処理法第19条の5等に基づく措置命令の対象者（行為者、排出事業者、関係者等が含まれる。）

# 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の概要 (産業廃棄物関係)



## 罰則

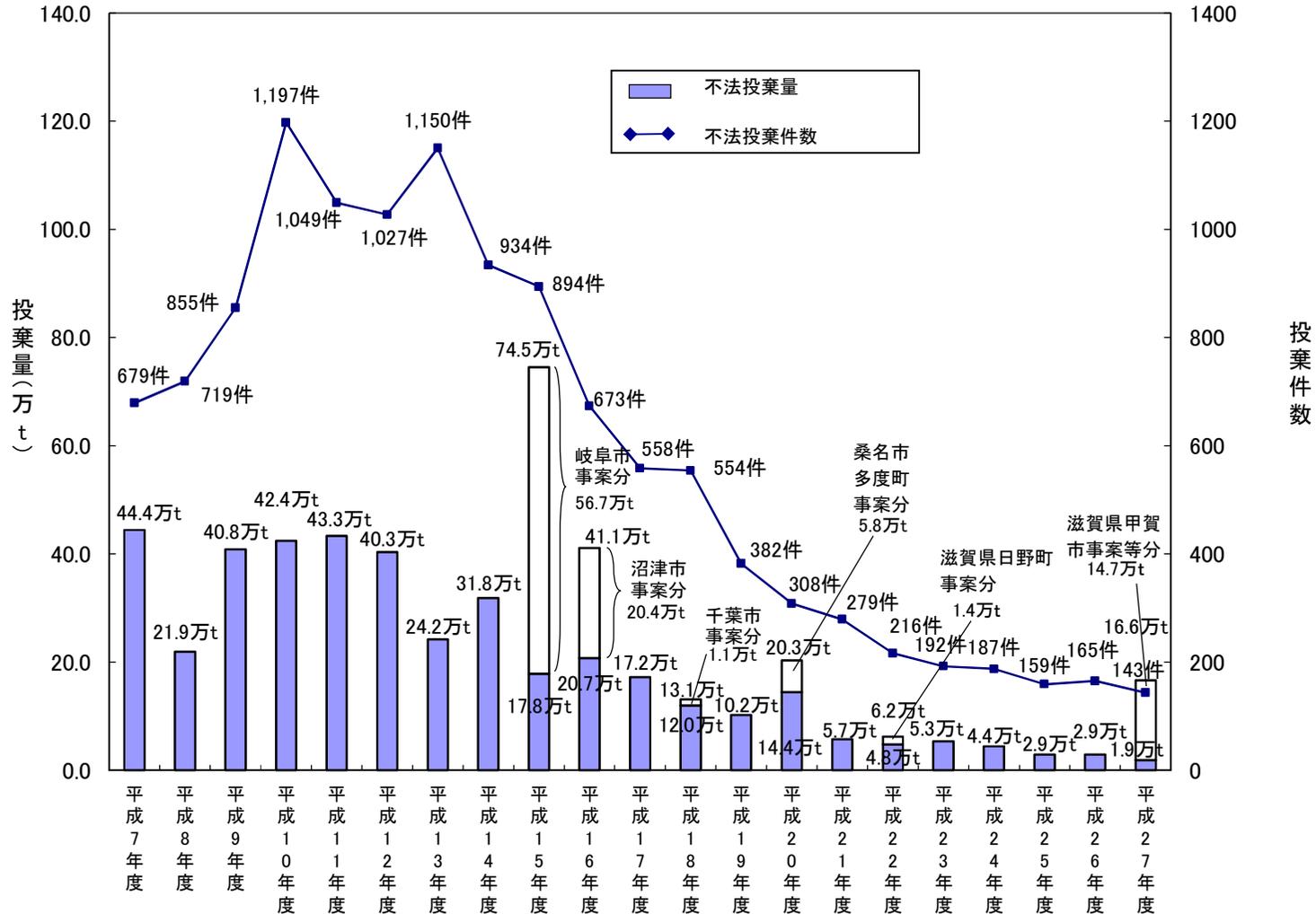
- 不法投棄・不法焼却・無許可営業 5年以下の懲役or1千万円以下の罰金又は併科
- 委託基準違反・改善命令違反 3年以下の懲役or3百万円以下の罰金又は併科
- ※ 法人の場合3億円以下の罰金刑

# 1. 産業廃棄物の 不法投棄等の現状

平成28年度産業廃棄物不法投棄等実態調査結果  
(平成27年度実績)

# 不法投棄件数及び投棄量の推移（新規判明事案）

ピーク時の平成10年代前半に比べて、大幅に減少しており、一定の成果が見られるものの、撲滅には至っていない。

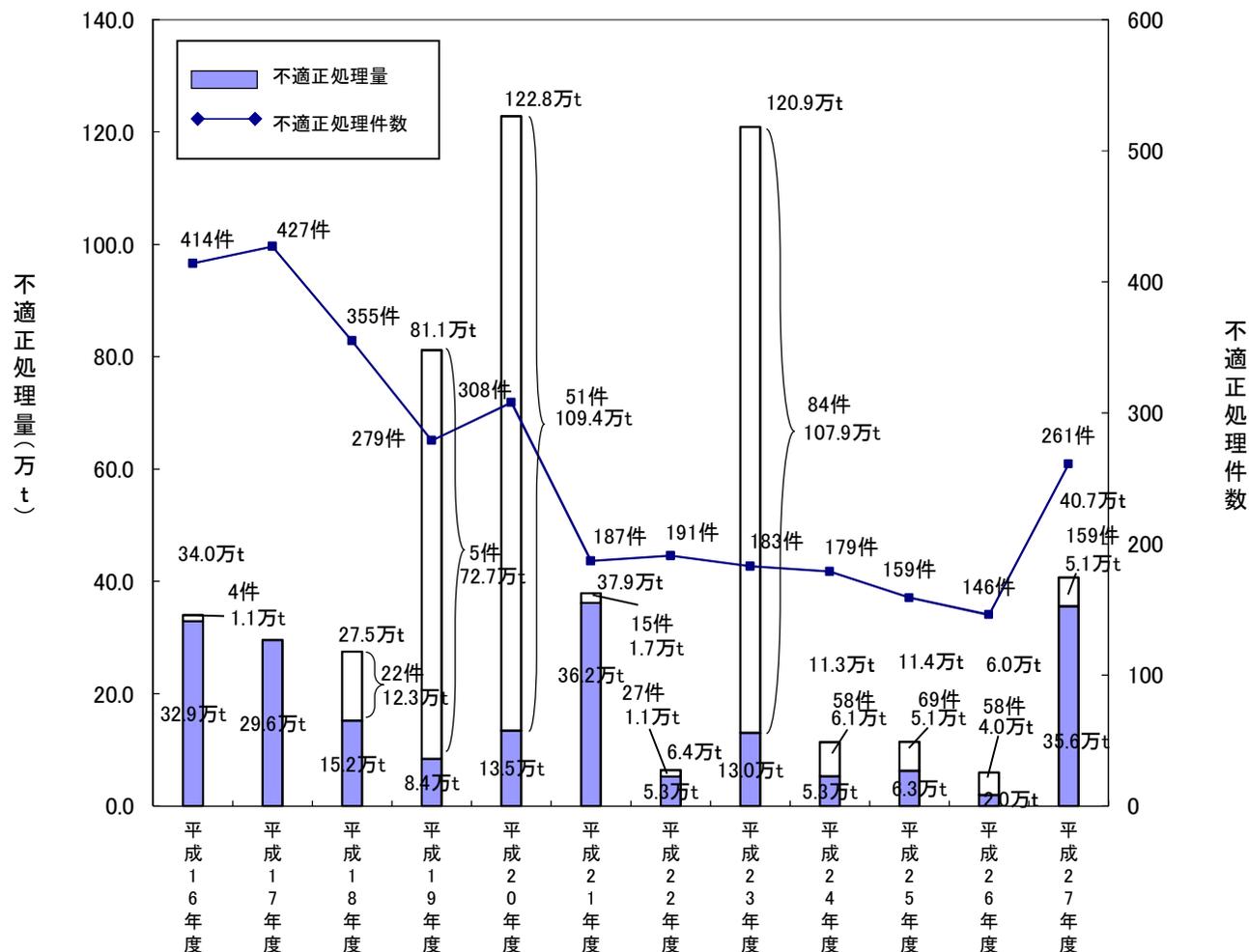


注)

1. 都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不法投棄のうち、1件当たりの投棄量が10t以上の事案（ただし、特別管理産業廃棄物を含む事案は全事案）を集計対象とした。
2. 白抜き部分について、次のとおり。  
 平成15年度：大規模事案として報告された岐阜市事案    平成16年度：大規模事案として報告された沼津市事案    平成18年度：平成10年度に判明していた千葉市事案  
 平成20年度：平成18年度に判明していた桑名市多度町事案    平成22年度：平成21年度に判明していた滋賀県日野町事案  
 平成27年度：大規模事案として報告された滋賀県甲賀市事案、山口県宇部市事案及び岩手県久慈市事案
3. 硫酸ピッチ事案及びフェロシルト事案については本調査の対象からは除外している。
4. 量については、四捨五入で計算していることから表記上合計値と合わない場合がある。

# 不適正処理件数及び処理量の推移(新規判明事案)

不適正処理についても減少傾向にあるものの、撲滅には至っていない。

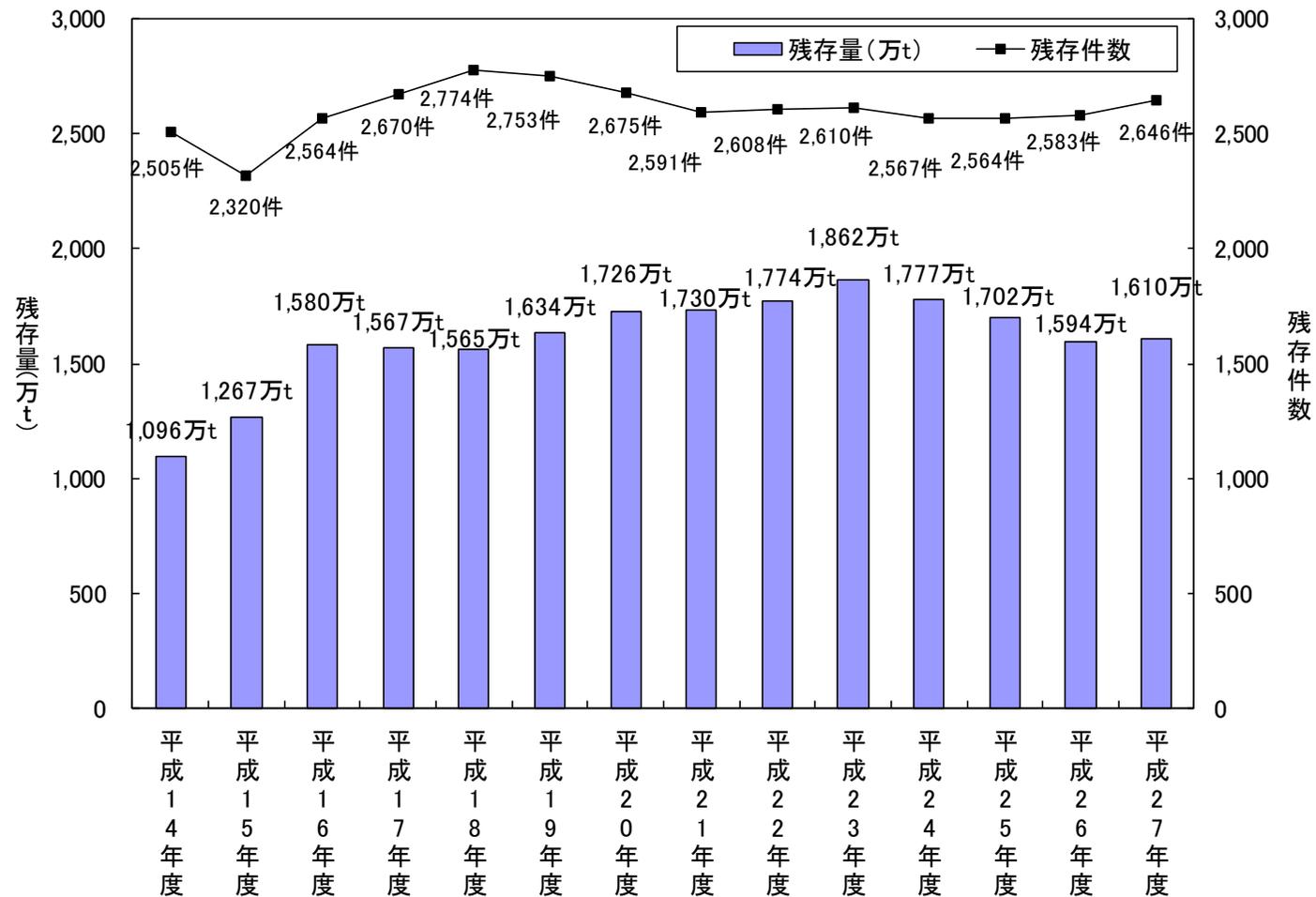


注)

- 都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不適正処理事案のうち、1件当たりの不適正処理量が10t以上の事案(ただし、特別管理産業廃棄物を含む事案は全事案)を集計対象とした。
- 白抜き部分は、報告された年度前から不適正処理が行われていた事案(平成23年度以降は、開始年度が不明な事案を含む。)
- 大規模事案については、次のとおり。  
平成19年度:滋賀県栗東市事案71.4万t 平成20年度:奈良市宇陀市事案85.7万t等 平成21年度:福島県川俣町事案23.4万t等  
平成23年度:愛知県豊田市事案30.0万t、愛媛県松山市事案36.3万t、沖縄県沖縄市事案38.3万t等  
平成27年度:群馬県洪川市事案29.4万t等
- 硫酸ピッチ事案及びフェロシルト事案については本調査の対象からは除外している。
- 量については、四捨五入で計算していることから表記上合計値と合わない場合がある。

# 不法投棄等された廃棄物の残存件数及び残存量の推移

残存件数及び残存量ともに、横ばい傾向である。



注)

1. 都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不法投棄等事案のうち、1件当たりの不適正処理量が10t以上の事案(ただし、特別管理産業廃棄物を含む事案は全事案)を集計対象とした。
2. 硫酸ピッチ事案及びフェロシルト事案については本調査の対象からは除外している。
3. 量については、四捨五入で計算していることから表記上合計値と合わない場合がある。

## 不法投棄等事案の支障等の状況 (残存事案・平成27年度末時点)

	残存件数	割合	残存量(t)	割合
現に支障が生じている	12	0.5%	1,977,142	12.3%
現に支障のおそれがある	88	3.3%	5,492,411	34.1%
現時点では支障のおそれはない	2,527	95.5%	7,961,700	49.5%
支障等調査中	19	0.7%	665,435	4.1%
計	2,646	100.0%	16,096,690	100.0%

※ 量および割合については、四捨五入で計算していることから表記上合計値と合わない場合がある。

支障等がある100件のうち、平成28年度も継続して特措法事業で支障除去を実施しているものは10件(うち補助金事業は5件)、廃掃法基金事業で実施しているものは5件。  
その他については、県単独事業や行為者による撤去等により対応(重量ベースでは、特措法事業で全体の75%、廃掃法基金事業で全体の2%について対応中)

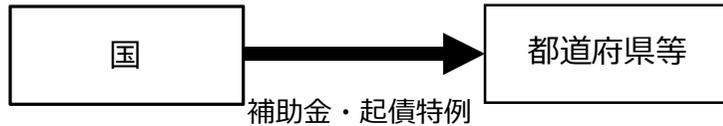
## 2. 不法投棄等の原状 回復措置に対する 財政支援

# 産廃特措法に基づく支援

## <平成10年6月16日以前の不法投棄等>

### ●産廃特措法に基づく支援

産廃特措法に基づき、平成25年3月31日までに環境大臣に協議し、同意を得た各都道府県等が実施する特定支障除去等事業へ支援



### <補助金>

平成17年度同意分まで

有害産業廃棄物：1/2

その他の産業廃棄物：1/3

### <起債特例>

平成18年度以降同意分

起債充当率：90%

交付税算入率：50%

### ●大臣同意を行った事業数：19事業

(補助金：8事業、起債特例：11事業)

#### ・既に特定支障除去等事業が終了した事業数：6事業

山梨県須玉町・三重県桑名市・新潟県三和村・岐阜市・新潟市・福岡県宮若市

#### ・特定支障除去等事業を実施中の自治体：13事業

香川県豊島・青森県田子町・岩手県二戸市・秋田県能代市・福井県敦賀市・宮城県村田町・横浜市・三重県桑名市五反田・三重県四日市市内山・滋賀県栗東市・三重県桑名市源十郎新田・三重県四日市市大矢知平津・松山市

### ●行政対応検証

産廃特措法の基本方針に基づき、行為者等の特定や排出事業者責任追及等に係る都道府県等が行った措置に対して検証することとしている。都道府県等が作成する実施計画の審査において、都道府県等の行政対応について学識経験者等を交え検証し、その結果を実施計画に反映（例えば、今後の求償など）した上で大臣同意を行っている。

### ●平成28年度補助対象事業の状況【平成28年度支援額：2,800百万円】

青森県…平成25年12月に廃棄物の全量撤去が終了。地下水の浄化・モニタリング等を実施中（支援額117百万円）。

岩手県…平成26年3月に廃棄物の全量撤去が終了。地下水の浄化・モニタリング等を実施中（支援額215百万円）。

秋田県…平成20年3月に遮水壁設置工事が終了。高度浄化施設を新設し地下水浄化等を実施中（支援額156百万円）。

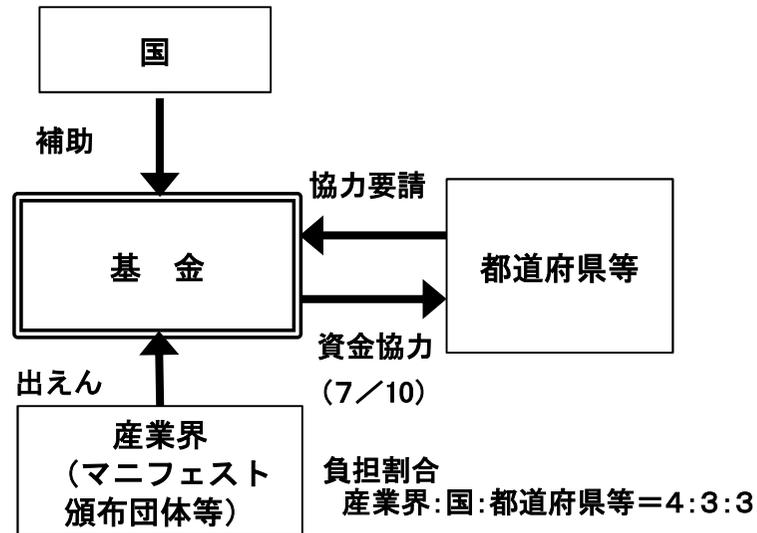
福井県…平成24年6月に遮水壁設置工事が終了。地下水の浄化・モニタリング等を実施中（支援額24百万円）。

香川県…平成29年3月に豊島からの廃棄物等の搬出が終了。地下水の浄化・モニタリング等を実施中（支援額2,289百万円）。

# 廃棄物処理法に基づく支援

<平成10年6月17日以降の不法投棄等>

## ●廃棄物処理法第13条の5に基づき設置した基金による支援



## ●基金の必要性・効果

- ・ 予見困難な不法投棄等事案に応じ都道府県等に支援するために、単年度毎の予算措置では事業の執行が難しく、基金方式での支援が必要。
- ・ 基金創設以来、国の出えん金に加えて、産業界からの協力（産業活動により生じる廃棄物を産業活動を行う者全体で負担も得て資金の造成が行われている）。
- ・ 不法投棄等が行われた都道府県等以外から産業廃棄物が持ち込まれる例もあるため、当該都道府県等のみが費用を負担するのではなく、全国的な制度が必要。
- ・ 行政代執行の実施に関して財政的な後ろ盾があることにより、行為者等に対し迅速に措置命令を発出できるという効果がある（対応が遅れると、支障等の拡大、支障除去等の費用が増大する場合がある）。

## ●行政対応検証

廃棄物処理法に基づく支援事業の実施要領において、行為者等の特定や排出事業者責任追及等に係る都道府県等の行政対応に大きな問題がないことを支援対象の要件としている。適正処理推進センター運営協議会においてその可否を審査し、支援することが適当と認められた事業について基金から出えん金を交付している。

## ●平成28年度基金支援対象事業の状況【平成28年度支援額:596百万円】

- 福岡県飯塚市事案・・・固化剤注入工・キャッピングにより、地下水の汚染防止対策を実施（支援額334百万円）。
- 青森県八戸市事案・・・キャッピングにより地下水の汚染防止対策を実施（支援額229百万円）。
- 長野市事案・・・覆土・植生マットにより、廃棄物の飛散防止対策を実施（支援額28百万円）。
- 松山市事案・・・廃棄物の全量撤去を実施（支援額5百万円）。

# 基金規模

- ・ 平成28年度末の基金残高は1,492百万円。
- ・ 本基金事業については、事案毎に規模や原因が異なり、所要額や期間が区々であること、支障除去事業を進めていく過程で当初想定し得なかった廃棄物が発見され事業費が増額することがあること、予見困難な新規の不法投棄等の事案に対しての一定の備えが必要である。
- ・ そのため、都道府県等に対して毎年実施している支援希望調査や直近の執行実績等に照らし、今後の支援見込額を算定している。

保有割合 (0.92) = 平成28年度末の基金残高1,492百万円 ÷ 今後の支援見込額1,624百万円

今後の支援見込み額 = 平成29年度の支援見込額 + 平成30年度以降の支援見込額

・ 平成29年度の支援見込額: 241百万円 (A事案10百万円 + B事案105百万円 + C事案126百万円)

・ 平成30年度以降の支援見込額: 1,383百万円 (D事案15百万円 + E事案105百万円 + F事案156百万円 + G事案35百万円 + H事案23百万円 + I事案98百万円 + J事案196百万円 + K事案385百万円 + L事案135百万円 + M事業31百万円 + N事業27百万円 + O事業11百万円 + 突発事案166百万円※)

※ AからOまでの各事案は、都道府県等から現在、具体的な相談を受けている事案である。

※ 突発事案: 将来、突発的に発生する予測不可能な不法投棄等事案分として1件計上し、所要額については過去5か年の平均支援額を採用。

## 廃棄物処理法に基づく支援事業の求償事例

### 徴収が進んだ事例

#### 【事例1：長期間かけて全額求償額を徴収した事例】

事案概要：農地において硫酸ピッチ入りドラム缶72本が不法投棄された事案

求償額：8,860,950円

徴収額：8,860,950円

徴収割合：100%

徴収状況：当初は投棄実行者等6者に対して代執行費用の全額の求償を行った。その後の調査により新たに排出事業者を含む8者の関与が認められたため、追加で求償を行った。少額ながら長期に渡り徴収することができたため、全額徴収することができた（途中死亡した1名を除き、13者から徴収）。

#### 【事例2：徴収額が基金事業で最高額の事例】

事案概要：産業廃棄物処理業者（最終処分場）の混合廃棄物の過剰受入により、堆積した廃棄物内の温度が高温であったことから、火災発生のおそれがあった事案

求償額：862,555,948円

徴収額：104,357,241円

徴収割合：12.1%

徴収状況：事前の調査により、行為者の所有する不動産が判明したため、事務管理による環境影響調査で民事保全法に基づく財産の仮差し押さえをおこなった。このため、行為者による財産の隠匿・散逸を防ぐことができ、結果として高額な徴収へとつながった。

### 徴収ができなかった事例

#### 【事例3：行為者が特定できず徴収できなかった事例】

事案概要：河川沿いの県道において硫酸ピッチ入りドラム缶52本が不法投棄された事案

求償額：34,377,246円

徴収額：0円

徴収割合：0%

徴収状況：警察による捜査も行われたが、不法投棄の行為者等は特定できなかった。また、当該土地所有者の関与も認められないため、求償すべき相手が特定できていない。

# 3. 成果目標・成果実績の 見直し案

# 成果目標・成果実績の見直し案

産廃特措法期限

【平成28年度まで】

		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
特定支障除去等事業の件数	成果実績	13	13	13	13	-	-	-	-	-	-	-
	目標値	13	13	13	13	13	11	11	10	9	8	0



【平成29年度から】見直し案

		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
①廃棄物等撤去を実施している件数	成果実績	6	4	4	4	-	-	-	-	-	-	-
	目標値	6	4	4	4	3	2	2	1	0	0	0
②地下水浄化等の汚染拡散防止対策を実施している件数	成果実績	7	9	9	9	-	-	-	-	-	-	-
	目標値	7	9	9	9	10	9	9	9	9	8	0

※②に関しては、①実施中は件数に含めないこととし、①と②は重複しないものとする。

目標値内訳(平成28年度までは目標どおり実施されているため目標値=実績値)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
全体①+②	13	13	13	13	13	11	11	10	9	8	0
①	6	4	4	4	3	2	2	1	0	0	0
②	7	9	9	9	10	9	9	9	9	8	0

香川県											
青森県											
岩手県											
五反田											
滋賀県											
源十郎											
秋田県											
福井県											
宮城県											
横浜市											
内山											
大矢知											
松山市											

五反田・・・三重県五反田事案  
 源十郎・・・三重県源十郎新田事案  
 内山・・・三重県内山事案  
 大矢知・・・三重県大矢知平津事案

①を完了したら  
②に移行



## 4. 【関連事業】 産業廃棄物適正処理推進費

## 【関連事業】産業廃棄物適正処理推進費(1)

### 未然防止・拡大防止対策

#### 全国ごみ不法投棄監視ウィークの実施【平成29年度予算 4百万円】

不法投棄等を発生させない環境づくりをさらに強化していくため、5月30日(ごみゼロの日)から6月5日(環境の日)までを「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」として設定。当該ウィークを契機とし、年間を通して、国、都道府県等、廃棄物関係団体、国民等が連携して監視活動や啓発活動を実施(平成29年度予定事業数:約4,700件)。

#### 都道府県等による行政処分の積極的かつ厳正な実施についての支援(支援チーム・産廃アカデミー)

【平成29年度予算 14百万円】

- ・ 都道府県等の監視や立入検査を強化して早期発見による未然防止、及び、違反行為発見時の行政処分の速やかかつ厳正な実施が重要であることから、都道府県等へ、関係法令等に精通した専門家集団(支援チーム)を派遣し、行政処分の手続、行為者の資産調査等を助言・支援することにより、職員のスキルアップを促進(平成28年度実施事業数:4件)。
- ・ 都道府県等の職員を対象とした産業廃棄物対策研修(産廃アカデミー)を毎年実施しており、産業廃棄物処理業者への立入検査等において不適正処理事案を早期に発見し指導することができるよう、産業廃棄物対策に係る業務遂行に必要な知識等の習得を支援。

#### 都道府県等や地方環境事務所等との連携による監視・啓発活動(不法投棄ホットライン・不法投棄等実態調査)

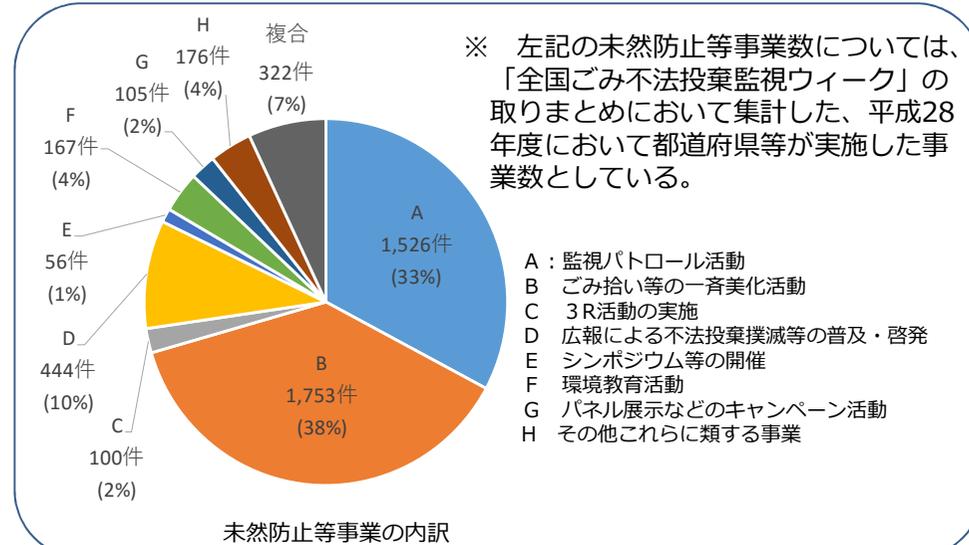
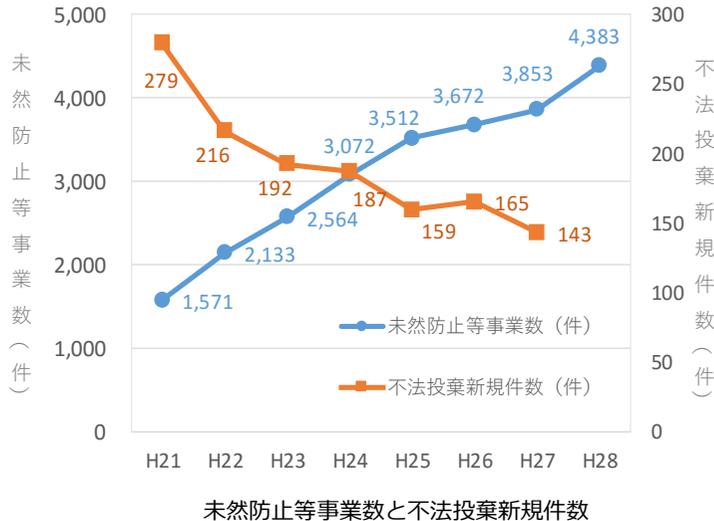
【平成29年度予算 6百万円】

- ・ 不法投棄に早期に対応するため、関連情報の国民受付窓口として環境省不法投棄ホットラインを設置。情報受付時は、地方環境事務所を通じて、都道府県等に情報提供。適宜、都道府県等と連携した現地調査等実施。
- ・ 毎年度の不法投棄等実態調査結果を公表することにより、関係機関で情報共有。

## 【関連事業】産業廃棄物適正処理推進費(2)

### 現状の取組

- ・ 監視・指導担当職員やOBを含めた警察関係の職員の配置人数は平成10年度に比べ約2倍（調査対象都道府県等115自治体の合計）
  - ・ 監視カメラは113自治体で設置済 ・ 勤務時間外における監視業務委託は58自治体で実施
- 【平成28年度時点】



### 先進的な不法投棄対策に係る取組

- ・ UAV（無人自律航空機）による上空からの不法投棄監視実施（新潟県）
- ・ 廃棄物処理法等に基づく立入権限付与のため、市町職員に県職員との併任辞令を交付等（新潟県、三重県等）
- ・ 民間事業者、事業者団体等との不法投棄等の通報協定の締結（三重県、山梨県、宮城県等）
- ・ 不法投棄監視サポーター制度（現在800名登録）を創設し、市民ボランティアによる監視指導の強化（いわき市）
- ・ パトロール監視車にドローンを搭載し、強力・機動的の監視（青森県）

※ 赤字は産廃特措法事業実施自治体

引き続き、既存の取組を推進するとともに、先進的取組の横展開等により未然防止対策の充実を図る

平成29年度行政事業レビューシート ( 環境省 )

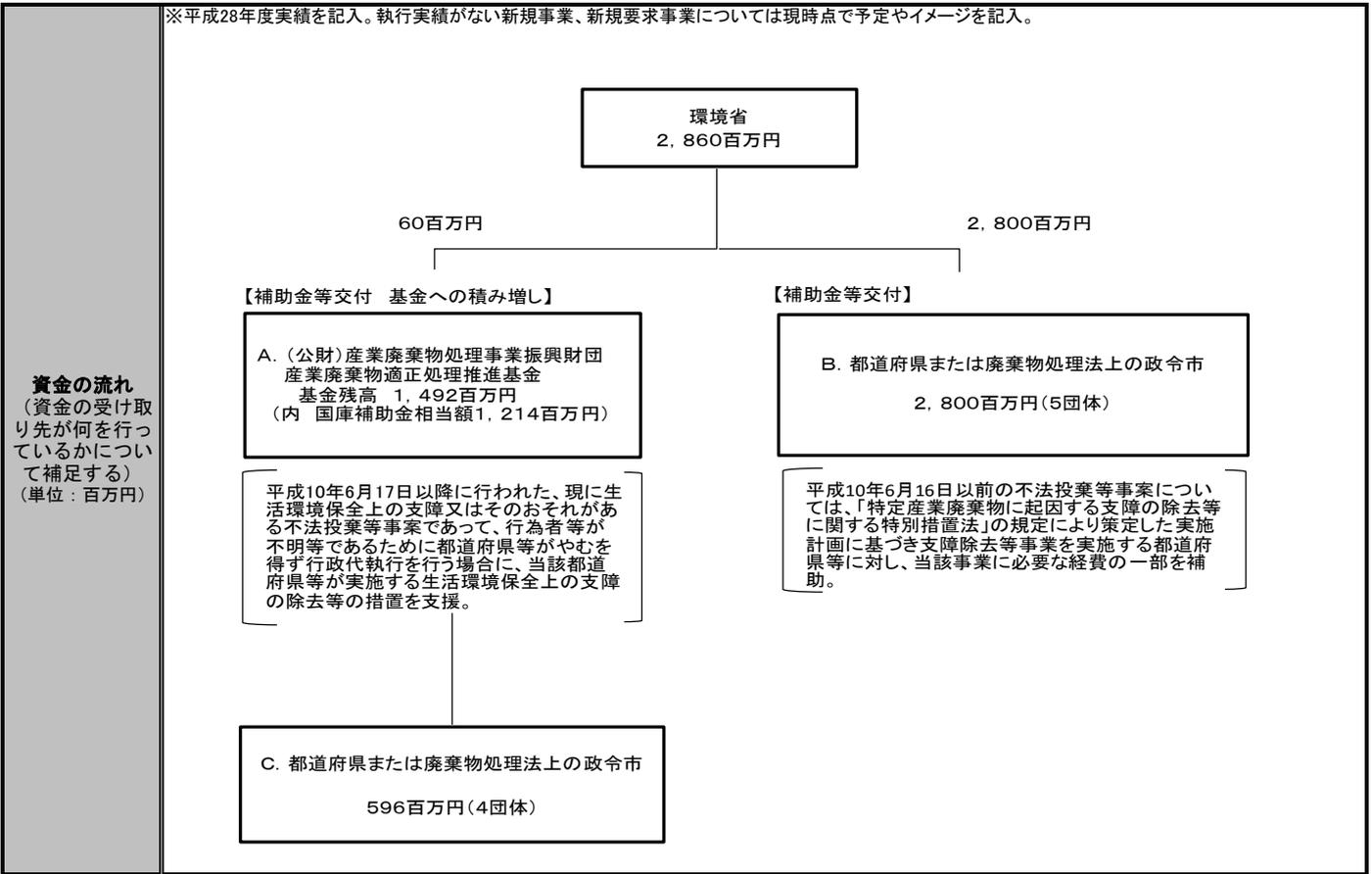
<b>事業名</b>	産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金			<b>担当部局庁</b>	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部		<b>作成責任者</b>		
<b>事業開始年度</b>	平成10年度	<b>事業終了(予定)年度</b>	終了予定なし	<b>担当課室</b>	適正処理・不法投棄対策室		産業廃棄物課長 中尾 豊		
<b>会計区分</b>	一般会計								
<b>根拠法令</b> (具体的な条項も記載)	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第13条の15 ・特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法第5条			<b>関係する計画、通知等</b>	特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を平成34年度までの間に計画的かつ着実に推進するための基本的な方針				
<b>主要政策・施策</b>	-			<b>主要経費</b>	その他の事項経費				
<b>事業の目的</b> (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	不法投棄等に起因する生活環境保全上の支障等の除去を促進するため、都道府県等が行政代執行で実施する支障除去等事業を推進する。								
<b>事業概要</b> (5行程度以内。別添可)	生活環境保全上の支障又はそのおそれがある不法投棄等事案であって、かつ、行為者が不明等であるために都道府県等がやむを得ず行政代執行により支障の除去等を行う場合、 ・平成10年6月17日以降の不法投棄等事案については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき「産業廃棄物適正処理推進センター」に設置された基金から、対象都道府県等に対する支援を実施しており、本事業は当該基金の造成に必要な経費を補助するものである。(定額補助) ・また、平成10年6月16日以前の不法投棄等事案については、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」の規定により策定した実施計画に基づき特定支障除去等事業を実施する都道府県等に対し、当該事業に必要な経費の一部を補助するものである。(補助率1/3または1/2)								
<b>実施方法</b>	補助								
<b>予算額・執行額</b> (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求		
		補正予算	205.7	348	300	300			
		前年度から繰越し	2,303.5	2,487.2	1,246	-			
		翌年度へ繰越し	3,055	2,334.4	2,566.1	1,233.4			
		予備費等	▲2,334.4	▲2,566.1	▲1,233.4	-			
		計	-	-	-	-			
	執行額	3,229.8	2,603.5	2,878.7	1,533.4	0			
	執行率(%)	2,993	2,453.4	2,860.1					
当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)	93%	94%	99%						
119%	87%	185%							
<b>平成29・30年度予算内訳</b> (単位:百万円)	歳出予算目	29年度当初予算	30年度要求	主な増減理由					
	産業廃棄物適正処理推進費補助金	300							
	計	300	0						
<b>成果目標及び成果実績</b> (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 33 年度
	平成33年度までに全ての特定支障除去等事業において廃棄物等の撤去を完了する	廃棄物等の撤去を実施している特定支障除去等事業の件数	成果実績	件	4	4	4	-	-
			目標値	件	4	4	4	-	0
			達成度	%	100	100	100	-	-
<b>根拠として用いた統計・データ名</b> (出典)	特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法に基づく特定支障除去等事業の件数 (特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を平成三十四年度までの間に計画的かつ着実に推進するための基本的な方針に規定) ※ 特定支障除去等事業とは、都道府県等の実施する支障除去等事業のうち、環境大臣が同意した実施計画に基づいて行われるものをいう。								
<b>成果目標及び成果実績</b> (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 35 年度
	平成35年度までに全ての特定支障除去等事業を完了する	特定支障除去等事業の件数のうち廃棄物等の撤去を実施している特定支障除去等事業の件数を除いたもの	成果実績	件	9	9	9	-	-
			目標値	件	9	9	9	-	0
			達成度	%	100	100	100	-	-
<b>根拠として用いた統計・データ名</b> (出典)	特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法に基づく特定支障除去等事業の件数 (特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を平成三十四年度までの間に計画的かつ着実に推進するための基本的な方針に規定)								

成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 32 年度	
	平成32年度までに支障等がある産業廃棄物の不法投棄等の残存件数を50件まで削減する。	支障等がある産業廃棄物の不法投棄等の残存件数(28年度については集計中のため前年度のものを仮置き)	成果実績	件	90	100	100	-	-	
			目標値	件	102	91	81	-	50	
			達成度	%	113	91	81	-	-	
根拠として用いた統計・データ名(出典)	産業廃棄物不法投棄実態調査に基づく数値(平成28年度産業廃棄物不法投棄等実態調査)									
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	26年度	27年度	28年度	29年度 活動見込	30年度 活動見込	
	特定支障除去等事業の支援実績件数	活動実績	件	5	5	5	-	-		
		当初見込み	件	5	5	5	5	4		
単位当たり コスト	算出根拠			単位	26年度	27年度	28年度	29年度活動見込		
	X:特定支障除去等事業の支援実績額(百万円) / Y:特定支障除去等事業の支援実績件数(件)	単位当たり コスト	百万円/件	565	479	560	368			
		計算式	X/Y	2,823/5	2,393/5	2,800/5	1,473/4			
政策評価、 経済・財政再生 アクション・ プログラムとの 関係	政策	—								
	施策	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進								
	測定 指標	定量的指標			単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標年度 35 年度
		特定支障除去等事業の件数	実績値	件	13	13	13	-	-	
			目標値	件	13	13	13	-	0	
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係									
	<p>&lt;達成手段の目標&gt; 不法投棄等に起因する生活環境保全上の支障等の除去を促進するため、都道府県等が行政代執行で実施する支障除去等事業を推進する。</p> <p>&lt;達成手段の概要&gt; 生活環境保全上の支障又はそのおそれがある不法投棄等事案であって、かつ、行為者が不明等であるために都道府県等がやむを得ず行政代執行により支障の除去等を行う場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成10年6月17日以降の不法投棄等事案については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき「産業廃棄物適正処理推進センター」に設置された基金から、対象都道府県等に対する支援を実施しており、本事業は当該基金の造成に必要な経費を補助する。(定額補助)</li> <li>また、平成10年6月16日以前の不法投棄等事案については、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」の規定により策定した実施計画に基づき支障除去等事業を実施する都道府県等に対し、当該事業に必要な経費の一部を補助する。(補助率1/3または1/2)</li> </ul> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 不法投棄等による生活環境保全上の支障等のない社会の実現を推進</p>									

事業所管部局による点検・改善

項目		評価	評価に関する説明			
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	不法投棄等に起因する生活環境保全上の支障の除去等については国民や社会のニーズが高い。			
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	廃棄物処理法に基づく基金については、国、産業界、都道府県等がそれぞれ分の負担をしている。			
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	既に発生してしまった不法投棄等事案であって、かつ、生活環境保全上の支障が生じている、又はそのおそれがある事案への対応であることから、優先度が高い事業である。			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	補助金交付先の都道府県等において、原則競争入札により競争性を確保している。			
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	有	その中で、一者応札となった事業については、業務内容及び実施方法を精査し、複数の業者が参加できるように検討している。			
	競争性のない随意契約となったものはないか。	有	また、随意契約によるものに関しては、市場価格を調査した上で契約しており、適正な価格による契約となっている。			
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	予め定めた補助率に基づき補助しており、妥当である。			
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	1件当たりのコストは概ね減少傾向にあり妥当である。			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	○	都道府県等において、原則として競争入札を実施している。			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	産廃特措法の規定により環境大臣が同意した実施計画に基づき計上した事業費であり、必要最小限のものである。			
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-			
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	当初想定し得なかった廃棄物の埋設等の判明などにより、事業計画の見直し等に不測の日数を要したためである。				
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	都道府県等において、原則として競争入札を実施しており、効率的な執行に努めている。				
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	概ね事業計画どおりに進捗している。			
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	工事を実施する都道府県等において、複数の工法を比較検討し、より効果的・効率的な工法を採用して事業を実施している。			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	見込みどおりに実施されている。			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	支障除去等事業において適切に稼働している。			
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○			
	所管府省名	事業番号	事業名			
	環境省	0182	産業廃棄物適正処理推進費			
点検・改善結果	点検結果	産廃特措法の規定により、環境大臣の同意した計画に基づき都道府県等が実施する特定支障除去等事業については、平成34年度末の法律期限に向けて着実に事業が完了するよう進捗管理の改善を図る必要がある。また、廃棄物処理法に基づく基金については、不法投棄等の残存事案の件数・量が横ばいである状況を踏まえれば、今後も都道府県等からの支援要請が想定されることから、引き続き財政支援を行っていく必要がある。				
	改善の方向性	事業目的の達成に向け、成果目標の設定や成果実績の把握方法がより効果的となるよう見直しを図る。				
外部有識者の所見						
行政事業レビュー推進チームの所見						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成22年度	141	平成23年度	132	平成24年度	140	
平成25年度	178,180	平成26年度	177	平成27年度	180	
平成28年度	173					

※平成28年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



費目	A.(公財)産業廃棄物処理事業振興財団		B.香川県	
	用途	金額(百万円)	費目	金額(百万円)
雑役務費	不法投棄等事案について都道府県等が実施する支障除去等事業に対する支援	60	事業費	支障除去等事業費 2,278.9
			事務費	支障除去等事務費 9.8
計		60	計	2,288.8

費目	C.福岡県		D.	
	用途	金額(百万円)	費目	金額(百万円)
事業費	支障除去等事業費	333.9		
計		333.9	計	0

費目・用途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載

チェック

支出先上位10者リスト

A.

支出先	法人番号	業務概要	支出額(百万円)	契約方式等	入札者数(応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策(支出額10億円以上)
1 公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団	2010005018786	平成10年6月17日以降に行われた、現に生活環境保全上の支障又はそのおそれがある不法投棄等事案であって、行為者等が不明等であるために都道府県等がやむを得ず行政代執行を行う場合に、当該都道府県等が実施する生活環境保全上の支障の除去等の措置を支援。	60	補助金等交付	-	-	

## B

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	香川県	8000020370002	香川県豊島事案において香川県が行政代執行で実施する廃棄物の撤去・運搬等。	2,288.8	補助金等交付	—	—	—
2	岩手県	4000020030007	青森・岩手県境事案(岩手県側)において岩手県が行政代執行で実施する水処理施設運営等。	214.8	補助金等交付	—	—	—
3	秋田県	1000020050008	秋田県能代事案において秋田県が行政代執行で実施する水処理施設運営等。	155.6	補助金等交付	—	—	—
4	青森県	2000020020001	青森・岩手県境事案(青森県側)において青森県が行政代執行で実施する水処理施設運営等。	117.1	補助金等交付	—	—	—
5	福井県	4000020180009	福井県敦賀市事案において福井県が行政代執行で実施する水処理施設運営等。	23.8	補助金等交付	—	—	—

## C

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	福岡県	6000020400009	廃棄物の地下水汚染防止等の支障除去対策	333.9	補助金等交付	—	—	—
2	青森県	2000020020001	廃棄物の地下水汚染防止等の支障除去対策	229.1	補助金等交付	—	—	—
3	長野市	3000020202011	最終処分場の埋立法面崩落防止等の支障除去対策	27.6	補助金等交付	—	—	—
4	松山市	3000020382019	廃棄物の撤去・運搬等	5	補助金等交付	—	—	—